

規 則

「千曲市保育の必要性の認定の基準を定める規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年8月22日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第41号

千曲市保育の必要性の認定の基準を定める規則の一部を改正する規則

千曲市保育の必要性の認定の基準を定める規則（平成26年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「48時間」を「64時間」に改める。

第4条中「昭和22年法律施設第164号」を「昭和22年法律第164号」に、「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に保育の必要性の認定を受け、市内の保育所等で保育を受けている小学校就学前子どもについては、この規則による改正後の千曲市保育の必要性の認定の基準を定める規則第3条第1号の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。